

緩和ケア在宅療養支援入院について

2016年1月15日

町田市民病院 緩和ケア病棟

目標：地域医療機関と緩和ケア病棟が早期から連携を図ることにより、患者と家族の希望に添った緩和ケア在宅療養の継続ができるようにする

対象：下記①～⑤に該当する患者

- ① 緩和ケア審査外来にて入棟可とされている方
- ② 町田市民病院外来通院または地域医療機関の診療により在宅療養をされている方
- ③ 緩和ケア審査外来時に緩和ケア在宅療養支援入院の説明を受け、「緩和ケア在宅療養支援入院同意書」を提出された方
- ④ 在宅療養継続困難な期間・理由が明確である方
- ⑤ 介護保険ショートステイでの対応が困難な状態の方

内容：緩和ケア病棟で一時的入院受け入れを行い、ご家族（介護者）の代行として患者へ生活療養支援（医療・看護）を提供する

利用期間：8日以内（入院期間の延長は原則的に不可）

個室料金：病床利用状況に応じて対応

入院日時：月～木曜日 午前10時で調整

退院日時：平日 午前中で調整

入院から退院までの流れ

① 患者・家族からかかりつけ医へ「緩和ケア在宅療養支援」の要請



② かかりつけ医から緩和ケア病棟に連絡（TEL:042-722-4597）

利用理由、期間（入退院希望日）、自宅と町田市民病院までの往復移動手段、入退院時付き添い者、入院時持参薬剤の有無を必ず確認



③ 緩和ケア病棟からかかりつけ医へ入院調整結果を連絡



④ かかりつけ医・訪問看護師から患者情報の提供

「診療情報提供書」「看護サマリー」を入院日までに、町田市民病院地域連携室へ郵送またはFAX（042-722-0572）



⑤ 入院 生活支援サービス（医療・看護）の提供



⑥ 退院 当院からかかりつけ医・訪問看護師へ入院期間中に提供した医療・看護等の報告